

意見書案第2号

いわゆる「夫婦別姓」問題について、用語の混同を廃して国民的熟議を行うことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 三宅隆介

〃 飯田満

〃 月本琢也

〃 三浦恵美

いわゆる「夫婦別姓」問題について、用語の混同を廃して国民的熟議を行う
ことを求める意見書

我が国の家族は現行民法の家族法制によって規定され、かつ、保護・保障されているが、これを変更することは国民一人一人の家族観にも生き方にも大きな影響を与えるものであるため、国会とその信任の上に立つ内閣と各国务大臣は特定の声の大きな者たちの声のみを「国民の意思」としてはならず、声なき多数者の声こそ、丁寧に聴き、熟議を尽くし、国民的理解を得るようにしなければならない。

そのためには、国民的重要課題でもある、いわゆる「夫婦別姓」問題について、正しく十分な情報が国民に丁寧かつ適切に提供されなければならない、また、この問題を誤りなく理解し判断するに当たっては概念の正確化及び明確化が必要となるが、これまでの国会ではそもそも「夫婦別姓」法案は存在したことがなく、あるのは「夫婦別氏」法案のみであり、長い法案名について実現しようとする政治課題を冠して略称とすることはあり得ても、別概念をもって呼称するのは、国民を欺くものである。

現状、我が国では、家族名称である氏を異にすれば別家族であることを示し、氏が同じであることが一つの家族のあかしである一方、姓については父親の属する血族を中心として考えるときの名称であるので、仮に姓制度を導入した場合、必然的に夫婦は別姓となることから、このような状況で選択できると仮定すると、それはもはや氏でも姓でもなくなり、いわゆる「選択的夫婦別姓」という名称自体を変えなければ国民をだますことになる。

また、「夫婦別姓」を実現するには、前提として戸籍制度上にこれまでの氏に代わる姓を創る必要があるが、この場合にも、従来の氏を廃止するのか、残す場合には公的な扱い方も決めなくてはならないなど、多くの根本的な重要課題が生じる。

よって、国におかれては、我が国の家族制度について、重要課題を隠すことなく明瞭で正確な用語と論理を用いて制度の原理を明らかにすることで、姓制度と民法の規定する氏制度との違いを明確にするとともに、制度に対する賛否の垣根を越えた慎重かつ丁寧な国民的熟議を行う環境を整備するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）